

就労証明書の記載について よくある質問 Q&A

Q 勤務地が決定していません。【④勤務地】

A 派遣及び育児休業からの復職等で勤務地が決定していない場合、「未定」と記載してください。

Q 給与に諸手当は含めますか？【⑥給与形態】

A 含めません。基本給のみ記載してください。

Q 育児短時間制度利用のため、給与、就労時間が制度利用前と異なります。【⑥給与形態・⑦就労時間・日数】

A 雇用契約上（制度利用前）の本来の給与、就労時間をそれぞれ記載してください。
また、育児短時間制度利用後の就労時間は、⑫育児短時間勤務の項目に記載してください。

Q シフトによる変則勤務のため、日によって就労時間が異なります。【⑦就労時間・日数】

A 就労時間は平均で記載し、併せて⑬特記事項に、シフトの時間帯等の詳細を記載してください（勤務形態の分かるシフト表等も添付してください）。

Q 実働時間に休憩時間は含めますか？【⑦就労時間・日数】

A 含めません。休憩時間は除いてください。

Q 勤務日数には有給休暇、会社独自で設定の休暇等は含めますか？【⑨就労実績】

A 含めません。いずれも勤務日数として記載してください。

Q 総支給額には何が含まれますか？【⑨就労実績】

A 交通費を除く、所得税・社会保険料等控除前の総支給額を記載してください（賞与等含む）。

Q 現在育休中で、直近6か月の就労実績がありません【⑨就労実績】

A 育休中であること等が理由で、証明日から直近6か月間に記入できる実績がない場合は、就労日数・総支給額の記載は0で構いません。

Q 既に産休・育休から復帰している場合でも、取得期間の記載は必要ですか？【⑩産休・⑪育休】

A 証明日から6か月までの間に取得している場合は記載してください。

Q 通常は出勤を伴う就労ですが、テレワークも併用しています。記載は必要ですか？【⑬特記事項】

A 必要です。おおよそで構わないので、週または月で平均したテレワークの頻度を記載してください。

Q 証明欄の会社印は電子印でも大丈夫ですか？【証明欄】

A 構いません。就労証明書の様式は逗子市保育課のHPでもダウンロードできます。